

海外からマレーシアへ入国する者の入国及び隔離プロセスに係るガイドライン

国家災害管理庁（NADMA）

1. 背景

マレーシアにおける Covid-19 の蔓延を抑制するため、マレーシア政府は、政府により指定された隔離施設における強制隔離指示を課すこととし、これは 1988 年感染症予防管理法第 15 条に基づくものである。

2020 年 7 月 24 日以降、国際エントランスを介してマレーシアに入国する全ての者は、隔離費用の負担を要求される。

隔離を指示された個人は、以降、PUS（Persons Under Surveillance）となる。

2. 隔離施設

隔離施設（ホテルやその他の施設を含む）とは健康観察のための隔離場所であり、1988 年感染症予防管理法に基づき官報で指定される。

3. 隔離期間

隔離期間は 14 日間、又はマレーシア保健省が別途定めた期間。

4. 隔離費用

隔離費用は以下のとおり。

（マレーシア国籍者（Citizen））

1 人あたり 1 日最大 150 リンギット × 強制隔離日数

（非マレーシア国籍者（マレーシア国籍者の扶養家族を含む）（Non-Citizen(including dependant)））

1 人あたり 1 日最大 150 リンギット × 強制隔離日数

（社会福祉局発行の障害者カード所有者）

政府が負担

5. 支払い方法

5. 1 PUS は、チェックイン時に、隔離施設に対しデポジット/全額を支払う必要がある。クレジットカードの使用が推奨される。

5. 2 差額の支払い又は返金は、チェックアウト時に行われる。

6. 隔離プロセス

6. 1 到着前

2020 年 7 月 24 日以降、マレーシアに入国する全ての PUS は以下の手続きを行わなければならない。

（a）約定書（Letter of Undertaking and Indemnity、LoU）への署名

マレーシアへの旅行を希望する全ての個人は、以下のリンクを介して LoU をダウンロードし完了しなければ

ならない。

- (i) 外務省 : www.kln.gov.my
- (ii) 国家災害管理庁 : www.nadma.gov.my
- (iii) 入国管理局 : www.imi.gov.my
- (iv) 保健省 : www.moh.gov.my
- (v) 運輸省 : www.mot.gov.my
- (vi) 観光芸術文化省 : www.motac.gov.my

(b) 在外公館 (an accredited Malaysian Mission) での渡航許可状の取得 (当館注: ここでの在外公館とは、在京マレーシア大使館など、海外にあるマレーシア政府の大使館を指す。在マレーシア日本国大使館では無いことに注意。)

マレーシアに入国する者は、マレーシア入国管理局または政府機関によって設定された要件を遵守しなければならない。各申請者は、出発日の3日前までに各在外公館へ電子メールを介して、記入済みのLoUとともに必要書類を提出する必要がある。各在外公館のメールアドレスは、<https://www.kln.gov.my/web/guest/malaysian-mission> から取得すること。

申請が承認されれば、各在外公館からメールで渡航許可状 (Letter of Entry Permit to Malaysia) が送付される。

(c) 在外公館から航空会社、その他の公共交通会社及び入国管理局への渡航許可状 (Lette of Approval from Malaysian Mission、当館注: 英語名称は異なっているが (b) の渡航許可状のことを指すと思われる。) の提出

在外公館からの発行された渡航許可状は、フライト/その他の公共交通機関のチェックインプロセスで提出する必要がある。この渡航許可状を提出しないと、飛行機又はその他の公共交通機関への搭乗許可が下りない可能性がある。陸路での入国に関しては、書類を提出しない場合、マレーシアへの入国手続きが複雑になる。

上記 6.1 (a) (b) 及び (c) を遵守しないマレーシア国民は、それでもなおマレーシア入国を許可される。しかしながら、マレーシア政府からの指示に従わないことは、入国エントランスにおける登録手続きを複雑にさせ、隔離プロセスも遅れることになる。全ての者は隔離指示の対象となり、指示に従わない場合は法的措置が取られる。入国管理局はLoUを所持しない非マレーシア国籍者に対し、上陸拒否 (Not-to Land) を発行する権利を有する。

(d) MySejahtera (アプリケーション) のインストール、アクティブ化及び登録

MySejahtera (アプリケーション) は、Apple Appstore、Google Playstore、Huawei App Gallery からダウンロードできる。旅行の詳細 (時刻、日付、フライト情報) や健康宣言などの重要な情報は、旅行の前日に登録する必要がある。

(e) マレーシアへ出発する前の Covid-19 テスト (rT-PCR/RTK-Ag)

マレーシアへの旅行者は、マレーシアへの出発する前に Covid-19 テストを受けることを要求されない。た

だし、旅行者は、航空機搭乗前に Covid-19 テストを受ける必要があるかを航空会社に確認することが推奨される。

6. 2 到着後

PUS の到着手続きは以下の通り。

(a) マレーシア保健省 (MOH) による国際エントランスでの健康検査とスクリーニング

(i) 健康診断が実施され、COVID-19 症状を示した PUS はさらなる治療のために病院へ搬送される。

(ii) COVID-19 テストが到着場所で行われる。

(iii) PUS は COVID-19 テストの費用を負担する。費用は以下のとおり。

検査の種類	マレーシア国籍者の費用	非マレーシア国籍者の費用
PCR 検査	RM 150	RM 250
迅速抗原検査 (RTK-Ag)	RM 60	RM 120
抗体検査 (RTK-Ab)	RM 30	RM 60

(iv) 隔離期間中の PUS の自己健康検査のために、健康評価ツール (HAT) が提供される。

(b) 国際エントランスでの登録

(i) エントランスにおける PUS の登録は、国家災害管理庁 (NADMA) とマレーシア民間防衛軍 (APM) によって管理される。事務局は、KLIA1、KLIA2、またはマレーシア全土の空・海・陸を経由するその他の入口での登録手続きと後方支援の調整を行う。

(ii) PUS は LoU を事務局に提示しなければならない。

(iii) 事務局は、指定された隔離施設への PUS の移動を管理する。

(iv) PUS は隔離施設を自ら選択することはできない。

(c) 入国手続き、税関、隔離施設への移動の手配

(i) PUS は、通常どおり、入国手続きと税関の検査を受ける。

(ii) 事務局は指定された隔離施設への移動を手配する。

(iii) 入国管理局は到着時に LoU を提出しなかった非マレーシア国籍者 PUS に上陸拒否を発行する権利を有する。

(iv) 自家用車を持つ PUS は、

- ・ PUS は当局の監督のもと、隔離施設へ自家用車を運転しなければならない。PUS は自分のみで隔離施設に移動することを許可されない。

- ・ PUS は車両のキーを隔離施設に渡さなければならない、隔離後にキーは返却される。

- ・ マレーシア政府は、隔離期間中の PUS の車両の安全について責任を負わない。

6. 3 隔離施設での PUS 管理

PUS は以下の手続きを踏む。

(a) チェックイン

- (i) PUS は、隔離施設の事務局の監督の下、隔離施設へのチェックインを行う。
- (ii) PUS は LoU を隔離施設のマネジメントに提出する必要がある。
- (iii) PUS がホテルの部屋にチェックインできるようになるまでは、ホテル側がデポジットまたは/および全額を支払う。

(2) 隔離期間中

- (i) PUS は、14 日間（またはマレーシア保健省によって設定された滞在日数）の隔離に服する。
- (ii) 関係政府機関の担当者が全ての隔離施設に配置され、隔離施設の運用、福祉、安全衛生検査の管理を支援する。
- (iii) 1 名の PUS に 1 部屋が当てられる。ただし、1 つの部屋に複数の PUS を当てるための申請は、承認のために保健省の担当官に照会されなければならない。
- (iv) 飲食は 1 日に 3 回供給される（朝食、昼食、夕食）
- (v) 個人的な洗濯は PUS 自身が行う必要がある。
- (vi) PUS は自身の荷物に責任を有する。
- (vii) PUS はそれぞれの部屋で毎日自己評価を行い、保健省により設定された COVID-19 の症状が現れ始めた場合、隔離施設担当者に報告する。
- (viii) PUS は、電話/ SMS / whatsapp / テレグラムを介して、政府職員及び隔離施設担当者との連絡方法について通知される。
- (ix) PUS は、全ての SOP と隔離施設担当者からのアドバイスを遵守しなければならない。隔離施設における制限には次のものがある。
 - ・ 宿泊部屋を離れることは許可されない。
 - ・ 集会は許可されない。
 - ・ 隔離施設は禁煙である。
 - ・ Grabfood、Food Panda その他のフードデリバリーサービスは許可されない。
 - ・ 訪問者との面会は許可されない。
- (x) 「COVID-19 検査結果が陽性となった PUS」（以下、Patient Under Investigation、PUI）は治療のために近くの病院に搬送される。ホテルに残る全ての PUI の所有物は病院に運ばれ、隔離費用はそれに応じて PUI が精算するものとする。返金はホテル側が行う。

(3) チェックアウト

- (i) 隔離施設からのチェックアウトプロセスは、保健省が指示する健康管理規制及び安全対策に準拠する。
- (ii) PUS には、隔離期間完了時に、マレーシア保健省から解放命令を受ける。
- (iii) PUS は、未払い額を隔離施設へ精算しなければならない。PUS が隔離費用の支払いを怠った場合、PUS に対して法的措置が取られる可能性がある。
- (iv) PUS の隔離施設から自宅への移動：

- ・ただ一人の家族あるいは代表者が隔離施設へ PUS を迎えに行くことができる。
- ・PUS は、自宅に帰るために、公共交通機関（タクシー、e-hailing）を自ら手配できる。

7. 隔離の免除

全ての入国者は隔離命令の対象となる。免除の要求はいずれも医務技監から得なければならない。

8. 施行

この手順の施行は、2020 年 7 月 24 日以降、別途マレーシア政府から通知されるまで有効である。